毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報常

第 4630 号

目

次

# 人事委員会規則

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1

# 告 示

- ○令和2年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会
- ○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧

3

2

# 公 告

- ○公共測量の終了
- ○開発行為の工事完了

4

# ······規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年4月22日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

# 富山県人事委員会規則第21号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第 271号)

の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「 100分の 111以上 100分の 195以下」を「 100分の 108.5以上 100分の 190以下」に、「 100分の 136以上 100分の 235以下」を「 100分の 133.5以上 100分の 230以下」に改め、同項第2号中「 100分の 103.5以上 100分の 111未満」を「 100分の 101以上 100分の 108.5未満」に、「 100分の 126以上 100分の 136未満」を「 100分の 123.5以上 100分の 133.5未満」に改め、同項第3号中「 100分の94.5以上 100分の96以下」を「 100分の92以上 100分

の93.5以下」に、「100分の114.5以上100分の116以下」を「100分の112以上 100分の 113.5以下」に改め、同項第4号中「 100分の94.5未満」を「 100分の92 未満」に、「100分の114.5未満」を「100分の112未満」に改める。

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・職員課)

# 

# 富山県告示第233号

令和2年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会 について

理容師法(昭和22年法律第 234号)第11条の4第2項及び美容師法(昭和32年法 律第 163号) 第12条の3第2項の規定により令和2年度管理理容師資格認定講習会 及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、告示する。

令和2年4月22日

富山県知事 石 井 隆

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階
- 2 講習日程及び講習科目

日程	年月日	午前				午後		
第1日	令和2年11月2日	公衆衛生	1時間	衛生管理	2時間	公衆衛生	3時間	
第2日	令和2年11月9日	衛生管理		3 時間		衛生管理	3時間	
第3日	令和2年11月16日	衛生管理		3 時間		衛生管理	3時間	
	計	18時間						

- 3 受講料 16,000円
- 4 受講予定人員 管理理容師 5名

- 5 講習会場の名称及び所在地
  - (1) 名称 富山県農協会館
  - (2) 所在地 富山市総曲輪2番21号
- 6 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

# 富山県告示第234号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

金山土地改良区から申請のあった浄土寺地区の新規土地改良事業施行については、 土地改良法(昭和24年法律第 195号)第48条第9項において準用する同法第8条第 1項の規定により、令和2年4月13日適当と決定したので、同条第6項の規定によ り、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年4月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和2年4月22日から 令和2年5月26日まで
- 3 縦覧の場所 射水市役所

**公** 告

### 公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規

定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測 量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月22日

富山県知事 石 # 隆

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和元年11月1日から令和2年2月3日まで

3 作業地域

富山県小矢部市安楽寺 地内

# 公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規 定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測 量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年4月22日

富山県知事 石 井 隆

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和元年11月1日から令和2年2月3日まで

3 作業地域

富山県富山市長川原 地内

# 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年4月22日

# 富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発許可を受けた者				
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住	所	氏	名	
射水市戸破字加茂1653 番及び1654番			高岡市本丸 地	_町67番	射水建設 業株式会	類社	

令和2年4月22日印刷発行

発 行 富

山